

福岡県果樹農業振興計画について

1 計画の位置づけ

果樹農業特別措置法第2条の3に基づき、国が定める「果樹農業振興基本方針（令和2年4月）」に即して、5年ごとに本県果樹農業の振興の方向性を示す計画を策定するもの。

2 計画の基本的な考え方

消費者から選ばれる高品質な果実の安定供給と、それを支える果樹産地の維持・拡大が、本県果樹農業の喫緊の課題であることを踏まえて設定。計画期間は令和3年度～7年度（目標年度12年度）

振興方針：「需要に応じた果樹農業の展開と産地力の強化」

○地域の特性に応じた生産基盤の確保と意欲ある担い手の育成

優良な園地・施設や担い手、雇用労働力の確保を、地域の特性に応じて進めることで、本県果樹の産地規模の維持を図る。

○収益性の高い品目・品種の導入と省力的で安定生産につながる技術の普及

「消費者ニーズが高い」、「異常気象に強い」、「省力化につながる」といった視点で、「品目・品種」や「技術」を導入するとともに、健全な苗木や花粉を安定的に確保することで、収益性が高い果樹生産の実現を図る。

○県産果実の多様な販売の展開

高品質で安全・安心な果実を様々な方法でPRし、常に変化する多様な消費者ニーズに応じた商品を安定的に販売するとともに、輸出を含む多様な販売ルートを開拓することにより、県産果実のブランド化を図る。

3 振興方針の展開方向

地域の特性に応じた生産基盤の確保と意欲ある担い手の育成

- ・優良な園地・施設の担い手への継承と新たな園地造成・整備を推進（農地の集約・大規模化）
- ・将来の産地を支える担い手を確保、育成（新規就業者の確保、定着）
- ・産地を先導する「人財」を育成（農業者の経営発展）
- ・農作業の効率化と雇用労働力の確保を促進（農福連携）
- ・地域の実状に応じた特産果樹の生産を支援（中山間地域をはじめとした農村の活力向上）



大規模に造成された園地



選果場での労働力支援サービスの活用

収益性の高い品目・品種の導入と省力的で安定生産につながる技術の普及

- ・消費者ニーズや収益性の高い品目・品種を導入（県独自品種の普及）
- ・収量、品質の向上につながる施設の整備や技術の普及を実施（消費者ニーズに対応した生産）
- ・労働生産性の向上につながる技術を普及（DXの推進）
- ・良質で健全な苗木や花粉を安定供給（消費者ニーズに対応した生産）
- ・海外からの侵入病虫害、鳥獣被害への対応を強化（鳥獣対策の総合的展開）
- ・環境に配慮した持続可能な果樹生産を拡大（環境に配慮した生産）



スマート農業機器の現地実演



健全な苗木生産

県産果実の多様な販売の展開

- ・品質の高い果実を組み合わせ、周年で安定的に販売（販売促進）
- ・様々な手法により県産果実の認知度を向上（認知度向上、販売促進）
- ・市場出荷を核に多様な販路で商品を供給（地産地消、食育）
- ・消費者ニーズに対応した商品を供給（6次産業化）
- ・高品質で安全な果実の円滑な供給にむけて選果、流通を合理化（販売促進）
- ・需要拡大が期待される新たな販売先を開拓（輸出）



物産展での県産果実のPR



海外スーパーでの県産果実のフェア